

# 熊谷市立図書館資料複写取扱い要領

(目的)

第1条 この要領は、図書館資料複写サービスの具体的な取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(対象となる資料)

第2条 熊谷市立図書館が所蔵する資料とする。ただし、相互貸借等によって他の図書館から借り受けた「図書」資料については、「図書館協力における現物貸借で借り受けた図書の複製に関するガイドライン」(平成18年1月1日発効)による複写を認める。利用者の持参した資料は複写の対象外とする。

(サービスの対象)

第3条 個人の利用者を対象とする。

(複写の目的)

第4条 複写物を調査研究の目的に使用する場合とする。

(複写の範囲)

第5条 著作権法第31条第1号にかかわる複写

原則として、公表された著作物の一部分(半分以下)とする。個々の資料ごとの取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 図書

原則として目次、前書き、後書き等を除いた本文の半分以下とする。

ア 一部数冊本

上・中・下巻等からなる著作物は、各冊の半分以下とする。

イ 2編以上の著作物からなる合集

全集、選集等個々の著作物を集めたものは、個々の著作物の半分以下とする。

(2) 雑誌

ア 最新号については、個々の記事の半分以下とする。

イ 発行後相当期間を経過した(原則として次号が発行された時点)個々の記事については、その全部の複写が可能である。

ウ 半年刊、不定期刊のものについては、次号の刊行を待たず、発行後3ヶ月を経過した時点で相当期間を経過したものとみなし、掲載された個々の記事については、その全部の複写が可能である。

エ 雑誌の個々の付録については、それぞれ独立した著作物とみなし、本誌と同じ扱いとする。

### (3) 新聞

ア 朝・夕刊それぞれを一つの著作物とみなし、全面広告ページを除いた半分以下とする。

イ 最新号については複写をしない。ただし、日刊紙については、新聞休刊日等により次号が発行されていなくても相当期間を経過したものとみなし、複写可能とする。

### (4) 地図

ア 一枚ものの地図は、その半分以下とする。

イ 住宅地図は区割り図（見開き2頁）の半分以下とする。

### (5) 楽譜

ア 1曲を1著作物とみなし、1曲の一部分（半分以下）とする。

イ 楽譜集のような編集著作物に掲載されたものであっても、1曲を1著作物とみなす。

## 2 著作権法第31条以外の複写

### (1) 著作権処理の済んだもの

著作権法第31条の要件を満たさない複写の依頼については、利用者が個々の著作権処理をし、著作権者の許諾書の提示を条件に複写をする。

### (2) 著作権法第13条による複写

官報、公報、国または地方公共団体が作成した法令集、判例集は、発行と同時にその全部の複写ができる。

### (3) 著作権法第42条による複写

裁判手続のために必要と認められる場合、その認められる限度において複写ができる。

(4) 著作権の保護期間を過ぎた著作物

著作権法第51～55条により、著作者が個人の場合は死後50年、共同著作については最後の著者の死後50年、団体著作物・写真については公表後50年を経過したものは、その全部の複写ができる。

(複写申込みの手続)

第6条 来館による申込み

複写を希望する利用者は、複写対象資料とともに、必要事項を記載した「図書館資料複写申込書」または「図書館間協力借受資料複写申込書」を提出する。

2 郵送による申込み

(1) 複写物の郵送による受け取りを希望する利用者は、あらかじめ「図書館資料複写申込書」の所定欄に資料名、複写箇所等の必要事項を記入し図書館へ送付する。次に、図書館は申込者に複写にかかる費用を連絡し、利用者は現金書留で、指定された図書館に費用を郵送するものとする。

(2) 熊谷市に在住・在勤・在学者以外からの郵送複写申込みは、国立国会図書館、都道府県立図書館及び最寄りの市町村立図書館で所蔵していないものを複写対象資料とする。

(複写の許可)

第7条 職員は以下に留意して申込みを受け付け、複写を許可する。

(1) 「図書館資料複写申込書」または「図書館間協力借受資料複写申込書」の記載事項を確認する。

(2) 複写可能な資料であるか確認する。

(3) 著作権法上問題はないか判断する。

(4) 国立国会図書館および国際子ども図書館から借り受けた資料については、職員が複写するものとする。

(複写の制限)

第 8 条 複写によって図書館資料に損傷を生ずる恐れのあるものについては、複写できないものとする。

2 1 回につき 5 冊以内、合計枚数 5 0 枚以内とする。

(複写の時間)

第 9 条 複写申込み者が多く、時間内に複写が完了しない場合、複写枚数が大量の場合等、翌開館日以降に複写する。

(複写機)

第 10 条 複写サービスは、図書館に備え付けられた機器を用いる。利用者が複製のための機器を持ち込むことは、原則として認めない。ただし、許可を得た場合に限りカメラによる撮影を認める。

(拡大・縮小)

第 11 条 必要に応じ機械の能力の及ぶ範囲内で、拡大・縮小することができる。

(他の図書館等の求めに応じた複写)

第 12 条 著作権法第 3 1 条第 3 号により、県内公共図書館の求めに応じ、絶版等の理由で入手することが困難な資料の複製用、資料の欠落欠損ページの補充用、レファレンス等の図書館業務用として、複写を行うことができる。

附則 この要領は、平成 1 2 年 4 月 1 日より実施する。

附則 この要領は、平成 1 3 年 2 月 1 日より実施する。

附則 この要領は、平成 1 8 年 3 月 1 日より実施する。

附則 この要領は、平成 2 1 年 9 月 1 日より実施する。